



用途地域の指定のない地域（用途白地地域）における規制内容が変わります

平成 21 年 3 月に策定した「山陽小野田市都市計画マスタープラン」では、土地利用方針の一つとして“コンパクトな市街地の形成を図るために市街地周辺及び郊外部において無秩序な市街化の抑制を図る”としています。

自然と調和したゆとりのある良好な住環境の形成を図るとともに市街地の拡大を抑制するために、平成 25 年 1 月 1 日から用途白地地域においては、以下のとおり規制します。

■ 特定用途制限地域の指定

次に掲げる用途の建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が 1,500㎡を超えるものは建てられません。

- 物品販売業を営む店舗または飲食店
- 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋、その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗、その他これらに類するサービス業を営む店舗

■ 開発許可（都市計画法第 29 条）の基準の追加

本市内で開発許可を受ける場合、建築物の敷地面積の最低限度を以下のとおりとし、最低限度を下回る面積の区画は造ることができません。

区 域	予定される建築物の用途	面 積
用途地域	住 宅	150㎡
用途白地地域	住 宅	250㎡

〈問い合わせ先〉 都市計画課 (☎ 82・1163)



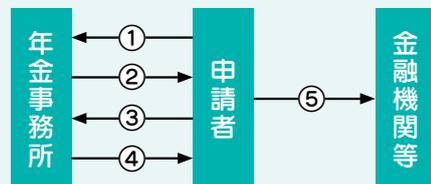
国民年金保険料の納付可能期間の延長「後納制度」が始まります

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま 2 年を超えると保険料を納めることができませんでしたでしたが、10 月から平成 27 年 9 月までの 3 年間に限り、過去 10 年間の納め忘れた保険料を納めることができる後納制度が始まりました。保険料を納めることで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげたりすることができるようになります。

◎利用できる人

- 20 歳以上 60 歳未満の人
10 年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある人
 - 60 歳以上 65 歳未満の人
10 年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間があるほか、任意加入中に納め忘れの期間がある人
 - 65 歳以上の人
年金受給資格がなく任意加入中の人など
- ※ 老齢基礎年金を受給している人は、利用できません。

■ 申し込みから納めるまでの手順



- ① 年金事務所へ申込書の送付依頼
- ② 年金事務所から申込書を送付
- ③ 必要事項を記入し、年金事務所へ提出
- ④ 年金事務所において審査・承認の後、承認通知書、納付書等を送付
- ⑤ 納付書により金融機関等で納付

〈問い合わせ先〉 国保年金課年金高齢医療係 (☎ 82・1178)
宇部年金事務所 (☎ 33・7111)